株主各位

東京都港区芝三丁目8番2号 株式会社エヌジェイホールディングス 代表取締役社長 篅 井 俊 光

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手 数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご 表示いただき、2019年6月25日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご送付くださいます ようお願い申し上げます。

敬具

記

- 2019年6月26日(水曜日)午前10時 1. 日
- 2. 場 所 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 地下1階

AP浜松町 A室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第28期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第28期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、い申し上げます。ま iは、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願 また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げま

い申し上けます。また、職事員付てしている。 す。 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び個別計算書類の 「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (https://www.njhd.jp/ir/library/generalmeeting/)に掲載しておりますので、提供書面には掲載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した「連結計算書類」及び「計算書類」は、本招集 ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに記載しております「連結注記表」及び 「個別注記表」となります。 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(https://www.njhd.jp/ir/library/generalmeeting/)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の動向等に不確実性があるものの、総じて着実な成長を続けるなかで、わが国の景気も各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費も増加基調にあり、緩やかな回復が続きました。

ゲーム業界におきましては、スマホゲーム、コンシューマーゲーム、PCゲームいずれも拡大傾向にあります。スマホゲーム市場では、様々なIPを用いたタイトルや他プラットフォームでの有名IPなどリリースタイトル数の増加により競争が激化しており、ゲームコンテンツに対する期待基準の上昇により開発コスト等の増加傾向も続いております。コンシューマー市場では、人気シリーズタイトルのリリースなどソフトの好調なセールスと合わせ、ハードの販売も好調であります。PCゲームでは、海外タイトルの浸透に加え、ゲーミングPCへのハードルも下がっており、プレイヤー人口が増加するとともに、国内コンシューマー市場における海外タイトルのセールスへも好影響を及ぼしております。また、クロスプレイ対応への広がりは、ゲーム体験の共有機会を増加させており、エンターテイメント性を高めております。

モバイル業界におきましては、大手キャリアは新料金プランや大容量に向けプランの充実等によりユーザーの新規獲得及び繋ぎ止めを強化しております。格安SIMを提供するMVNOにおいては、着実に契約数が伸びておりますが、大手キャリアの新料金プランや分離プランの浸透により、競争環境が激しくなっております。スマホの進化の一服感と最新機種の高額化のなか、買い替えサイクルの長期化が進んでおりますが、完全分離プランの義務化により、この傾向がより強まるとともに、修理などのサービスや端末サポートプランへの関心が高まるものと予想されます。

このような事業環境のなか、当社は、ゲーム事業におきましては、新規受注に向けた体制整備に取り組むとともに、運営におけるサポート分野等の事業領域の拡大に取り組んでまいりました。モバイル事業におきましては、auショップ部門においては、販促強化による販売台数の確保、販売店部門においては、MNPの獲得強化及び格安スマホ等の販売拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、次のとおりであります。

売上高は、ゲーム事業においては、運営受託収益が拡大しており、また、開発及び運営に関連する派遣等のその他収益も伸びております。上期においては、増床タイミングの関係から開始時期が下期にずれ込んだ新規開発案件があったこと等により、前期並みの売上水準にて推移いたしました。下期においては、一部案件にて納品の来期ずれ込みや収益が下振れした新規タイトルがあったものの、2018年10月1日付にて(株)ISAOからゲーム運営サポート事業を承継したことにより、増収となりました。なお、レベニューシェア収益については、想定以上に好調であった前期には及ばないものの、既存タイトルは概ね見通しに近い水準で推移いたしました。モバイル事業においては、auショップ部門については、スマホ進化の一服感や新型機種の高額化、行政の携帯料金に対する動向から、買い替えタイミングについての様子が見られたものの、年度末商戦において端末セット販売終了への駆け込み需要から販売は持ち直し、販売店部門においても、同需要を追い風にMNPの獲得強化や格安スマホの取り扱い強化により販売が好調に推移した結果、全体としては前期並みの販売水準となり、端末仕入価格の上昇もあって増収となりました。

以上のとおり、ゲーム事業、モバイル事業ともに増収となりましたが、第1四半期連結会計期間まで人材ソリューション事業を構成していた(株)トーテックについて、当第2四半期連結会計期間以降は持分法による連結処理となったことから、売上高は、11,064百万円と前年同期と比べ264百万円(2.3%減)の減収となりました。

営業利益及び経常利益は、ゲーム事業においては、上期については、増床タイミングによる新規開発案件の開始時期の下期ずれ込み等による影響や、増床に伴う費用や採用強化及び開発環境整備等による販管費増加があり、下期については、(株) ISAOから承継したゲーム運営サポート事業による業績寄与があったものの、一部案件にて納品の来期ずれ込みや収益が下振れした新規タイトルがあったことから、前期を下回りました。モバイル事業においては、顧客獲得のための販促コストの増加に対して販管費の抑制に取り組むとともに、36停波に伴う切り替え需要や年度末商戦における駆け込み需要の取り込みに努めた結果、増益となりました。

この結果、営業利益は308百万円と前年同期と比べ356百万円(53.7%減)の減益となり、経常利益は299百万円と前年同期と比べ368百万円(55.2%減)の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、第2四半期連結会計期間におけるのれん等の減損損失39百万円及び関係会社株式売却益115百万円の計上に、第4四半期連結会計期間において、ソフトウェア等の減損損失117百万円を計上した結果、法人税等を加減し、185百万円と前年同期と比べ334百万円(64.3%減)の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当第2四半期連結累計期間より、セグメント区分を変更しております。当第1四半期連結累計期間まで独立したセグメントであった人材ソリューション事業について、当該セグメントを構成していた(株)トーテックが、2018年7月2日付にて、当社の連結子会社から持分法適用会社になり、連結業績に占める割合が低下したことから、その他事業に含めております。当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

①ゲーム事業

当セグメントにおきましては、(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ブーム、(株)エヌジェイワン及び(株)ウィットワンにてゲームの開発受託及び運営受託等を行っております。

当連結会計年度におきましては、売上高については、運営受託収益が拡大しており、また、開発及び運営に関連する派遣等のその他収益も伸びております。上期においては、増床タイミングの関係から開始時期が下期にずれ込んだ新規開発案件があったこと等により、前期並みの売上水準にて推移いたしました。下期においては、一部案件にて納品の来期ずれ込みや収益が下振れした新規タイトルがあったものの、2018年10月1日付にて(株)ISAOからゲーム運営サポート事業を承継したことにより、増収となりました。なお、レベニューシェア収益については、想定以上に好調であった前期には及ばないものの、既存タイトルは概ね見通しに近い水準で推移いたしました。この結果、6,548百万円と前年同期と比べ459百万円(7.5%増)の増収となりました。

セグメント利益については、運営受託等の収益拡大による利益拡大や、(株)ISAOから承継したゲーム運営サポート事業の業績寄与があるものの、上期については、増床タイミングによる新規開発案件の開始時期の下期ずれ込み等による影響や、増床に伴う費用や採用強化及び開発環境整備等による販管費増加があり、下期については、一部案件にて納品の来期ずれ込みや収益が下振れした新規タイトルがあったことから、525百万円のセグメント利益(営業利益)となりました。前年同期比については、前期は、開発案件が順調に進捗するなか、計画上見込んでいなかった追加的な受注が年間を通して一定程度あり、運営案件も概ね順調な推移し、レベニューシェア収益も想定以上に好調であったことから、321百万円(38.0%減)の減益となりました。

②モバイル事業

当セグメントにおきましては、(株)ネプロクリエイトにてauショップ等のキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark(ピポパーク)を運営しております。

当連結会計年度におきましては、auショップ部門については、スマホ進化の一服感や新型

— 4 —

機種の高額化、行政の携帯料金に対する動向から、買い替えタイミングについての様子見が 見られたものの、年度末商戦において端末セット販売終了への駆け込み需要から販売は持ち 直し、販売店部門においても、同需要を追い風にMNPの獲得強化や格安スマホの取り扱い強 化により販売が好調に推移した結果、全体としては前期並みの販売水準となり、端末仕入価 格の上昇もあって、4,146百万円と前年同期と比べ108百万円(2.7%増)の増収となりました。

セグメント利益については、顧客獲得のための販促コストの増加に対して販管費の抑制に 取り組むとともに、36停波に伴う切り替え需要や年度末商戦における駆け込み需要の取り込 みに努めた結果、119百万円と前年同期と比べ3百万円(2.7%増)の増益となりました。

③その他

当セグメントにおきましては、クレジット決済事業及び外食事業等を行っております。また、当第2四半期連結会計期間より、セグメント区分の変更に伴い、人材ソリューション事業を含めております。当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

当連結会計年度におきましては、(株)トーテックの連結子会社から持分法適用会社への異動により、売上高は391百万円と前年同期と比べ891百万円(69.5%減)の減収となりました。セグメント損益(営業損益)は、5百万円のセグメント損失(営業損失)(前年同期は、14百万円のセグメント利益(営業利益))となりました。

セグメント別売上高

区分	前期		当期		前期比増減(△)	
区分	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
ゲーム事業	千円 6, 089, 212	% 53. 7	千円 6, 548, 287	% 59. 2	千円 459, 075	% 7. 5
モバイル事業	4, 037, 251	35. 6	4, 146, 109	37. 5	108, 857	2. 7
その他	1, 283, 583	11.3	391, 638	3. 5	△891, 944	△69. 5
セグメント間 取引消去	△81, 232	△0.6	△21, 747	△0. 2	59, 484	_
合 計	11, 328, 815	100.0	11, 064, 288	100.0	△264, 527	△2.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、ゲーム開発、店舗設備の移転・改装等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は461百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

ゲーム事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ゲーム開発ツールの取得等に伴い、327百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

② モバイル事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の改装による内装工事等に伴い、27百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ その他

当連結会計年度は、4百万円の設備の投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は 売却はありません。

④ 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、本社の増床による内装工事等に伴い、101百万円の 設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、(株)ウィットワンにおける2018年10月1日付けの(株) ISAO の ゲーム運営サポート事業の会社分割(吸収分割)継承対価及び運転資金に充てることを目的 として、長期借入金900百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当連結会計年度は、ゲーム事業においては、ゲーム運営サポート事業に進出するとともに、(株) ISAOから同事業の承継よりゲーム事業の基盤のひとつを構成する規模となりました。また、増床を実施するなど開発体制拡大に備えた投資を行いました。モバイル事業においては、各販売チャネルの強みを活かしながら、年度末商戦の駆け込み需要もあって、最高益を更新いたしました。人材ソリューション事業を行っていた(株)トーテックについては、当社グループ内で取り組む以上の成長と事業価値の向上が図れるものとの判断から、DELTA

— 6 —

Holdings(株)と資本業務提携を行い、持分法適用会社となりました。

次期連結会計年度は、ゲーム事業においては、ゲームを取り巻く技術進歩等もあって、ゲーム体験やクオリティへの期待値が上がっており、開発コスト等の増加傾向も続いておりますが、当社においては、グループ横断的な取り組みとして人材育成及び技術開発を強化し、開発能率等の改善を図るとともに、増床及び開発環境整備等により増加したコストを収益力向上に繋げるべく、開発リソースをゲーム体験の向上に集中できる体制構築に取り組んでまいります。また、高い収益性の実現及び成長可能性を追求する上で、一定のレベニューシェア案件への取り組みは重要であると考えており、許容しうるリスクと業績への影響度を精査しながら、トライアルを継続してまいります。

モバイル事業においては、完全分離プランが義務化されるなか、通常の買い替えサイクルのなかで一定の機種変更を予測する一方、前期の年度末商戦の駆け込み需要の反動もあって端末購入への様子見が強まると予測しております。また、中価格帯の機種への関心が増すと思われることから、端末仕入価格は低下するものと予測しております。この事業環境の変化に対して、販売水準を維持すべく対策として、3G停波に伴う切り替え需要の取り込みや値頃感のあるミドルレンジの端末ラインアップ強化等に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分		第25期 2016年 3 月	第26期 2017年 3 月	第27期 2018年 3 月	第28期 2019年 3 月 (当連結会計年度)
売上高	(千円)	9, 076, 465	9, 427, 389	11, 328, 815	11, 064, 288
経常利益又は経常損 失(△)	(千円)	△529, 256	△366, 467	667, 357	299, 282
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	△597, 304	△632, 220	519, 447	185, 402
1株当たり当期純利 益又は当期純損失 (△)	(円)	△112. 18	△119.82	98. 45	35. 03
総資産	(千円)	6, 353, 661	5, 285, 632	6, 193, 833	7, 356, 316
純資産	(千円)	3, 407, 716	2, 677, 125	3, 188, 070	3, 314, 165
1株当たり純資産額	(円)	585. 92	463. 25	581.79	604. 14

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。 また、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

なお、当社は、2018年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割しております。第25期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第28期の 期首から適用しており、第27期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の 指標となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)ゲームスタジオ	東京都港区	70,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)トライエース	東京都港区	50,000千円	79.0%	ゲーム事業
(株)エヌジェイワン	東京都港区	34,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ブーム	東京都港区	40,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ウィットワン	東京都港区	164,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ネプロクリエイト	東京都港区	50,000千円	84.9%	モバイル事業

- (注) 「主要な事業内容」欄には、セグメント名称を記載しております。
 - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(8)主要な事業内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社と連結子会社7社((株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ブーム、(株)エヌジェイワン、(株)ウィットワン、(株)ネプロクリエイト、他1社)及び持分法適用会社1社((株)トーテック)の計9社で構成されており、ゲーム事業及びモバイル事業を主な事業として取り組んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの 関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であり ます。

「ゲーム事業」は、連結子会社である(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ブーム、(株)エヌジェイワン及び(株)ウィットワンにてゲームの企画・開発及び運営を行っております。

(主な関係会社)(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ブーム、(株)エヌジェイワン及び(株)ウィットワン

「モバイル事業」は、連結子会社である(株)ネプロクリエイトにて特定の移動体通信事業者の端末・サービスを取り扱うキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark(ピポパーク)を運営しております。

(主な関係会社)(株)ネプロクリエイト

「その他」は、クレジット決済事業、人材ソリューション事業や外食事業等を行っております。なお、当第1四半期連結累計期間まで独立したセグメントであった人材ソリューション事業について、当該セグメントを構成していた(株)トーテックが、2018年7月2日付にて、当社の連結子会社から持分法適用会社になり、連結業績に占める割合が低下したことから、その他事業に含めております。

(主な関係会社)当社、(株)トーテック及び他連結子会社1社

(9)主要な営業所及び工場

① 本 社:東京都港区

② 店舗

地区	子会社(株)ネプロクリエイトの 運営店舗(キャリアショップ及び販売店)
栃木県	2店
千 葉 県	1
群馬県	4
東京都	4
神 奈 川 県	1
京 都 府	2
大 阪 府	4
合計	18店

(10)従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
659名	168名増

(注) 従業員数には、臨時従業員42名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
15名	3名減	44. 3歳	6.9年

(注) 従業員数には、臨時従業員2名は含まれておりません。

(11)主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
(株)三井住友銀行	360,040千円
(株)三菱UFJ銀行	166,670千円
(株)千葉銀行	135,000千円
(株)東京スター銀行	125,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 17,954,400株

(2) 発行済株式の総数 5,350,400株(自己株式57,550株を含む。)

(3) 株 主 数 762名(前期末比76名増)

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
(有)リーコム	1,592,400 株	30.08 %
滝西 竜子	1, 008, 600	19.05
(株)SBI証券	417, 200	7.88
中村 英生	344, 700	6.51
小野 昭	133, 500	2. 52
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	80, 800	1.52
日本証券金融(株)	63, 600	1.20
山中 浩次	55, 600	1.05
五島 賢次	44, 400	0.83
五反田 義治	44, 400	0.83
則本 真樹	44, 400	0.83

⁽注) 持株比率は、自己株式(57,550株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年12月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の 規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社取締役に対し、公正価格 にて有償で新株予約権を発行することを決議し、2018年1月12日に下記の通り割り当てまし た。

決議年月日	2017年12月22日		
八	2017 +12 Д 22 Ц		
株式の数(個)	348		
新株予約権のうち自 己新株予約権の数	_		
新株予約権の目的と なる株式	普通株式		
株式の数 (株)	34,800(注)1		
新株予約権の行使時 の払込金額(円)	3,705(注)2		
新株予約権の行使期 間	2018年7月12日から2028年1月11日までとする。		
新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額及び資本組入額 (円)	発行価額 3,705 資本組入額 1,853		

	1 大虹州スの佐の中川口よる 年出田の佐田に フナベの田に リ
	1. 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、当
	社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の
	終値が一度でも行使価額(ただし、「本件新株予約権の行使に際
	して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会に
	より適切に調整されるものとする。)の35%を乗じた価格を下回っ
	た場合、本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」
	という。)は残存するすべての新株予約権を行使価額(ただし、
	「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算」
	定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)
	にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものと
	する。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではな
	V √°
新株予約権の行使の	(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
条件	(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開
	示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明
	一
	(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日にお
	いて前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
	(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認め
	られる行為をなした場合
	2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権
	利行使は認めないものとする。
	3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点
	における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本
	新株予約権の行使を行うことはできない。
	4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要
関する事項	材体「利性を機関することは、当仏収神仅云の伝説による承祕を安 するものとする。
1747 9 4 71	9 ひもいこりる。
代用払込みに関する	_
事項	

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ 交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的と なる株式の数」 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「本件新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、「新株予 約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織 再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株 予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する 資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価額及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の 決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権のうち自己新株予約権の数」に準じて決定する。 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

組織再編成行為に伴 う新株予約権の交付 に関する事項

(注) 1. 付与株数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他 これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に 調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または 自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交 換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の 端数は切り上げる。

 調整後 行使価額
 = 調整前 行使価額
 ボス数 + 新規発行株式数 × 1株あたり払込金額 新規発行前の1株あたりの時価 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に 行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	つつい としみつ 筒井 俊光	(株)トライエース 取締役 (株)ゲームスタジオ 取締役 (株)ブーム 代表取締役社長 (株)ウィットワン 代表取締役社長
取締役	ふくだ たかひろ 福田 尚弘	(株)ゲームスタジオ 代表取締役 (株)トライエース 取締役 (株)ブーム 取締役
取締役	なかのきいちろう 中野喜一郎	日東工業(株) 代表取締役社長
取締役	みやた あきひこ 宮田 彰彦	(株) AMA 代表取締役社長 さざれキャピタルマネジメント(株) マネージングディレクター
常勤監査役	かめざわ のぶひで 亀澤 宣秀	
監査役	たばた ひろゆき 田端 博之	A. C. アシュアランス(株) 代表取締役社長
監査役	_{むらもと みちお} 村本 道夫	カクイ法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 宮田彰彦氏は、社外取締役であります。
 - 2. 田端博之及び村本道夫の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役宮田彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 - 4. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 - 5. 監査役田端博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する ものであります。
 - 6.2018年6月27日をもって、監査役宮田彰彦氏は辞任により退任いたしました。
 - 7. 2018年6月27日開催の第27回定時株主総会において、宮田彰彦氏が新たに取締役に選任されました。
 - 8. 2018年6月27日開催の第27回定時株主総会において、村本道夫氏が新たに監査役に選任されました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	4名	48,900千円
(うち社外取締役)	(1名)	(3,600千円)
監査役	4名	15,300千円
(うち社外監査役)	(3名)	(6,300千円)
合 計	8名	64, 200千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第14回定時株主総会において、年額150,000千円以下(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以下と決議いただいております。
 - 4. 監査役及び社外監査役の支給人員並びに報酬等の額には、2018年6月27日に監査役を退任し取締役に就任した宮田彰彦氏の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役宮田彰彦氏は(株) AMAの代表取締役社長並びにさざれキャピタルマネジメント(株)のマネージングディレクターであります。なお、当社と(株) AMA並びにさざれキャピタルマネジメント(株) との間には、特別の関係はありません。

社外監査役田端博之氏はA.C.アシュアランス(株)の代表取締役社長であります。なお、当社とA.C.アシュアランス(株)との間には、特別の関係はありません。

社外監査役村本道夫氏はカクイ法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社とカクイ法律事務所との間には、特別の関係はありませんが、同氏個人にはコンプライアンス委員としての業務を委託しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	宮田彰彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。また、2018年6月27日に監査役を退任し取締役に就任するまでに開催された監査役会2回のうち2回に出席いたしました。主に長年培ってきた投資・運用の業界での経験に基づく幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	田端 博之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会 12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士の見地から会計 的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・ 適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	村本 道夫	社外監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に弁護士の見地から法律的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			32,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計 監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監 査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第47条に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人はその職務の執行に当たり、別に定める「コンプライアンス・マニュ アル」を遵守するものとする。
 - ・コンプライアンス経営確立のため、法令遵守の統括部門を定めるほか、外部弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属の機関として設置する。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表 取締役社長に報告するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及び その他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、業務上のリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職 務の執行を監督するものとする。
 - ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化を図るととも に、業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る ものとする。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・別に定める「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社が職務の執行に係る事項 の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、職務の執 行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するな ど、当社グループにおける業務の適正運営に努めるものとする。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令 及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じるものとする。

- ⑦ 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する 事項
 - ・当該使用人は、監査役の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役から独立して 監査役の指示に従うものとする。
 - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ® 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための 体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び監査役は、当社監査役の求めにより、会社 の業務または業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。
 - ・本項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない よう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が 実効的に行われるよう努めるものとする。
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行うものとする。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般及びコンプライアンス
 - ・当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人を対象に「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、冊子を配布すると共にイントラネットへアップロードを行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。
 - ・当社コンプライアンス委員会は、内部通報制度の利用状況、内部監査の実施状況等の情報を共有し、内部統制上の不備事項の有無を検討しております。委員会において内部統制上の不備事項が認められた場合には、委員会より当社取締役会に対して意見書を提出し、改善を求めております。また、コンプライアンス経営の推進や改善に努めるほか、実効性向上に努めております。
 - ・当社内部監査室は、期初に作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

② リスク管理体制

・当社は、2015年5月22日にリスク管理規程を制定し、毎月定期的に開催されるグループ経営会議において、当社及びグループ各社のリスク管理委員が業務上のリスク及びその管理状況を必要に応じて報告する体制を構築し運用しております。

③ グループ管理体制

・当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の職務執行状況をワークフローシステムによって把握するほか、当社代表取締役社長がグループ各社の取締役会に出席してグループ会社の経営状況や経営課題のほか職務執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確認する体制を構築し運用しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は以前より、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて、対応を行っております。

- ・反社会的勢力による不当要求は、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下組織全体として対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- ・ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密 な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また反社会的勢力による不 当要求は拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合 であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- ・反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員 に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。また契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう現在も努めております。

従業員等につきましては、入社時に誓約書におきまして過去の反社会的勢力との関係がない旨及び将来において反社会的勢力との関係を持たない旨の誓約をさせており、今後もこれを徹底して行ってまいります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の	部	負債の	部
科目	金 額	科目	金額
流動資産	4, 530, 494	流動負債	2, 961, 713
現金及び預金	2, 005, 836	買 掛 金	867, 801
売 掛 金	1, 613, 142	短 期 借 入 金	700, 000
商品	290, 307	1年内返済予定の長期借入金	665, 850
仕 掛 品	336, 484	リース債務	1, 649
貯 蔵 品	2, 330	未 払 法 人 税 等	12, 897
その他	282, 394	未 払 金	310, 655
固定資産	2, 825, 821	賞 与 引 当 金	88, 236
	289, 463	そ の 他	314, 622
	·	固定負債	1, 080, 436
建物及び構築物	167, 407	長期借入金	855, 790
リース資産	2, 670	リース債務	2, 250
そ の 他	119, 385	退職給付に係る負債	92, 937
無形固定資産	1, 341, 555	繰 延 税 金 負 債	7, 097
o h h	1, 167, 582	そ の 他	122, 361
ソフトウェア	173, 115	負 債 合 計	4, 042, 150
そ の 他	856	純資産の	部
といった。 投資その他の資産	1, 194, 802	株主資本	3, 197, 648
投資有価証券	29, 140	資 本 金	592, 845
投資不動産	113, 756	資 本 剰 余 金	343, 388
差入保証金	918, 072	利益剰余金	2, 320, 526
		自 己 株 式	△59, 111
繰 延 税 金 資 産	119, 083	新株予約権	34
そ の 他	34, 837	非支配株主持分	116, 482
貸 倒 引 当 金	△20, 090	純 資 産 合 計	3, 314, 165
資 産 合 計	7, 356, 316	負債及び純資産合計	7, 356, 316

[※] 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

科目		金	額
売 上 高			11, 064, 288
売 上 原 価			8, 173, 424
売 上 総 利	益		2, 890, 863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2, 582, 808
営 業 利	益		308, 055
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	3, 297	
不 動 産 賃 貸	料	22, 266	
持分法による投資利	益	5, 726	
貸倒引当金戻入	額	20,000	
その	他	8, 167	59, 457
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	25, 661	
支 払 手 数	料	12,003	
不 動 産 賃 貸 原	価	14, 608	
その	他	15, 956	68, 230
経 常 利	益		299, 282
特 別 利 益			
関係会社株式売却	益	115, 546	115, 546
特 別 損 失			
減損損	失	156, 627	
投 資 有 価 証 券 評 価	損	35, 705	192, 333
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		222, 496
法人税、住民税及び事業	税	22, 070	
法 人 税 等 調 整	額	7, 265	29, 336
当 期 純 利	益		193, 159
非支配株主に帰属する当期純和	引 益		7, 756
親会社株主に帰属する当期純和	引 益		185, 402

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

母方 1778亦科 東山			株主資本		
残高及び変動事由	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	592, 845	338, 978	2, 206, 598	△59, 111	3, 079, 310
当期変動額					
剰余金の配当	_	_	△52, 762	1	△52, 762
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	185, 402	1	185, 402
連結範囲の変動	_	4, 410	△18,712	-	△14, 302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	4, 410	113, 927		118, 338
当期末残高	592, 845	343, 388	2, 320, 526	△59, 111	3, 197, 648

	その他の包括利益累計額					
残高及び変動事由	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計	
当期首残高	-	_	34	108, 725	3, 188, 070	
当期変動額						
剰余金の配当	_	_	_	_	△52, 762	
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	185, 402	
連結範囲の変動	_	_	_	_	△14, 302	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	_	_	_	7, 756	7, 756	
当期変動額合計	ı	ı	_	7, 756	126, 094	
当期末残高	_	_	34	116, 482	3, 314, 165	

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資産の	部	負 債 の 部	
科目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1, 186, 824	流動負債	397, 329
現金及び預金	868, 424	1年以内返済予定の長期借入金	262, 694
売 掛 金	3, 312	リース債務	255
前 払 費 用	53, 983	未 払 金	83, 962
短 期 貸 付 金	112, 500	未 払 費 用	32, 025
そ の 他	148, 603	賞 与 引 当 金	3, 758
固 定 資 産	2, 867, 895	預り金	71
有 形 固 定 資 産	160, 059	そ の 他	14, 561
建物	129, 935	固定負債	750, 552
工具、器具及び備品	29, 311	長期借入金	610, 126
リース資産	813	リース債務	675
無 形 固 定 資 産	3, 766	退職給付引当金	17,874
ソフトウェア	3, 766	そ の 他	121, 876
そ の 他	0	負 債 合 計	1, 147, 882
投資その他の資産	2, 704, 068	純 資 産 の き	ß
投 資 有 価 証 券	8, 614	株主資本	2, 906, 802
関 係 会 社 株 式	1, 649, 066	資 本 金	592, 845
繰 延 税 金 資 産	39, 738	資 本 剰 余 金	298, 394
投資不動産	113, 756	資 本 準 備 金	171, 553
差入保証金	442, 892	その他資本剰余金	126, 841
関係会社長期貸付金	696, 896	利 益 剰 余 金	2, 074, 673
そ の 他	20, 090	利 益 準 備 金	76, 539
貸 倒 引 当 金	△266, 986	その他利益剰余金	1, 998, 134
		繰越利益剰余金	1, 998, 134
		自 己 株 式	△59, 111
		新 株 予 約 権	34
		純 資 産 合 計	2, 906, 836
資 産 合 計	4, 054, 719	負債及び純資産合計	4, 054, 719

[※] 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

				(七匹 111
	科目		金	額
売	上高			318, 931
売	上 原 価			36, 242
	売 上 総 利	益		282, 688
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費			359, 678
	営 業 損	失		76, 989
営	業 外 収 益			
	受 取 利	息	17, 051	
	不 動 産 賃 貸	料	13, 104	
	貸 倒 引 当 金 戻 入	額	20,000	
	そのの	他	208	50, 364
営	業 外 費 用			
	支 払 利	息	7, 994	
	不 動 産 賃 貸 原	価	6, 268	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	額	140, 923	
	そのの	他	13, 402	168, 589
	経 常 損	失		195, 215
特	別 利 益			
	関係会社株式売却	益	62, 826	62, 826
特	別 損 失			
	関係会社株式評価	損	44, 999	
	投 資 有 価 証 券 評 価	損	35, 705	80, 705
	税引前当期純損	失		213, 094
	法人税、住民税及び事業	税	△71,009	
	法 人 税 等 調 整	額	△24, 435	△95, 444
	当 期 純 損	失		117, 649

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

		株 主	資 本			
残高及び変動事由	資本金		資本剰余金			
	其	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	592, 845	171, 553	126, 841	298, 394		
当期変動額						
剰余金の配当	_	_	_	_		
当期純損失	-	-	_	_		
当期変動額合計	I	ı	-	_		
当期末残高	592, 845	171, 553	126, 841	298, 394		

残高及び変動事由		利益剰余金				
次同及い多男争田	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
	利金牛佣金	繰越利益剰余金	刊盆料示並口司			
当期首残高	76, 539 2, 168, 546 2, 245, 08		2, 245, 085	△59, 111	3, 077, 214	
当期変動額						
剰余金の配当	I	△52, 762	△52, 762	ı	△52, 762	
当期純損失	_	△117, 649	△117, 649	_	△117, 649	
当期変動額合計	I	△170, 412	△170, 412	I	△170, 412	
当期末残高	76, 539	1, 998, 134	2, 074, 673	△59, 111	2, 906, 802	

	評価・換	算差額等		
残高及び変動事由		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	評価差額金	合計		
当期首残高	_	_	34	3, 077, 249
当期変動額				
剰余金の配当	_	_	_	△52, 762
当期純損失	_	_	_	△117, 649
当期変動額合計	_	_	_	△170, 412
当期末残高	_	_	34	2, 906, 836

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社エヌジェイホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 峯 敬 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社エヌジェイホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 峯 敬 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担 等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及 び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社 及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社 については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要 に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2019年5月24日

株式会社エヌジェイホールディングス 監査役会

- 常勤監査役 亀澤 宣秀 印
- 社外監査役 田端 博之 印
- 社外監査役 村本 道夫 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと考えており、中長期的な事業拡大及び新規事業開拓のための内部留保に配慮しつつ継続的な安定配当を行うことを基本方針としております。

当期につきましては、当期の業績、今後の事業展開および内部留保の状況等を総合的に勘案し、次のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

- (2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金10円といたします。 なお、この場合の配当総額は金52,928,500円となります。
- (3)剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月27日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、期末 監査の集中時期を避け、決算業務の効率化及び会計監査体制の十分な確保等を目的として、これを毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とするべく、現行定款第48条(事業 年度)を変更し、これに伴い、現行定款第11条第1項(基準日)、第12条(招集)、第49条 (期末配当金)、第50条(中間配当)につき所要の変更を行うものであります。また、事業 年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

-			
			(下線は変更部分を示します。)
	現行定款		変 更 案
	第2章 株式および端株		第2章 株式および端株
(基準日	1)	(基準日	∃)
第11条	当会社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第11条	当会社は、毎年 <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2	(略)	2	(略)
(招集)	第3章 株主総会	(招集)	第3章 株主総会
第12条	定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月に招集し、 臨時株主総会は必要がある場合にこ れを招集する。	第12条	定時株主総会は毎年 <u>9</u> 月に招集し、 臨時株主総会は必要がある場合にこ れを招集する。
	(略)		(略)

現 行 定 款 第7章 計算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u> から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第49条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第50条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(新設)

変 更 案 第7章 計算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u> から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第49条 当会社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第50条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

附則

第1条 第45条(会計監査人の任期)の規定 にかかわらず、2019年6月26日開催 の第28回定時株主総会において選任 された会計監査人の任期は、第29期 事業年度に関する定時株主総会終結 の時までとする。なお、本附則は、 第29期事業年度に関する定時株主総 会終結後、これを削除する。

第2条 第48条 (事業年度) の規定にかかわらず、第29期事業年度は、2019年4月1日から2020年6月30日までとする。なお、本附則は、第29期事業年度終了後これを削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、第2号議案が承認可決されることを条件とし、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、	地	位、	担	当	及	び	D C 1114 PM . 14 / W						
番号	(生年月日)	重 要	な	兼	職	0	状	況	当社の株式数						
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			0 11 11 -11 1	行(株)	入行							
		2001年4月		チャーキ	ヤピタル	㈱入社									
		2008年11月													
		2010年6月													
			就任												
		2012年12月													
	つつ い とし みつ	2013年3月	,		ムスタ										
1	筒 井 俊 光		ジオ)取約						35,433株						
	(1974年12月25日生)	2014年11月	(アフリー	- (現㈱ネ	プロクリ	リエイ	ト) 取	σο, 100 γγ						
			締役就任												
		2015年3月													
		2016年6月 2017年5月													
		2017年12月			壬)										
		2018年6月	㈱トライニ	エース取	双締役就任	: (現任)									
							現在	に至る							
		1991年4月		ジング㈱	入社										
		2000年2月	当社入社												
		2010年3月	,		ムスタ										
	ふく だ たか ひろ		ジオ)代表												
2	福田尚弘	2011年9月	同社経営管	管理部マ	ネージャ	一就任			12,711株						
	(1969年2月18日生)	2012年12月	同社代表理	同社代表取締役就任(現任)					12, 1117						
		2013年3月	当社取締役	没就任 ((現任)										
		2015年3月													
		2017年6月 ㈱ブーム取締役就任 (現任)													
							現在	に至る							
		1964年4月													
		1966年5月													
			同社代表理												
	中野喜一郎	2003年5月													
3	(1941年4月12日生)	2005年3月		7,756株											
	(1011 1/112 1/1	2010年6月													
		2013年3月				サポート	`								
			代表取締	殳社長就	迁任										
							現在	に至る							

候補者	氏				名	略	歷、	地	位、	担	当	及	び	候補者の有する		
番号	(4	三 年	月	日)	重	要	な	兼	職	の	状	況	当社の株式数		
						19884	F4月	東京海上	火災保険	㈱入社						
						19984	F1月	東京海上	キャピタ	ル㈱出向						
						2006년	F6月	ダルトン	・インベ	ベストメン	ツ(株)					
								執行役員	就任							
						20084	F7月	同社取締	同社取締役就任							
1 4	が宮	た ⊞	あき		oz 彦	2009년	F7月	㈱AMA		0.14						
4	_	1964年 9				2012년	F5月	㈱刈田・	アンド・	カンパニ	ーパ	ートナー	就任	0株		
	(13044-3		Л 41 П	нт	工)	2015년	F5月	さざれキ	ヤピタル	/マネジメ	ント㈱					
								マネージ	ングディ	レクター	就任(現任)				
						2017년	F6月	当社監査	役就任							
						20184	F6月	当社取締	役就任	(現任)						
												現在に	こ至る			

- (注) 1.
- 上記候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。 当社は、現在、中野喜一郎及び宮田彰彦の両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第 1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金100万円または同法 第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。両氏が再任された場合、当社は両 氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 宮田彰彦氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員で あります。
 - 宮田彰彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の投資・運用業界での経験から企業価値向上に関す る幅広い知見を有していること、また既に当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるも のと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 宮田彰彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。 また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役集澤宣秀氏は、第2号議案が承認可決されることを条件とし、本総会終結の時を もって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。 また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏					名	略	歴		地	位		及	び	候補者の有する
(生	年	月	日)	重	要	な	兼	職	の	状	況	当社の株式数
						1988年	12月	㈱ハイテ	ック入社					
						1996年	8月	㈱ティエ	スティ代	表取締役前	就任			
		101				2000年	3月	㈱インタ	ープロジ	ェクト代表	表取締役	と就任		
nn 色	,	žb 澤	のぶ 宣		秀	2000年	10月	㈱アルプ	゚スビジネ	スサービ	ス入社			33,252株
(1	956	年2	月27	日生	E)	2002年	2月	同社代表	取締役就	任				33, 252休
						2003年	2月	㈱トーテ	ックを設	立 同社(弋表取紹	6役社長就任	£	
						2016年	6月	当社監査	役就任(現任)				
												現在に	至る	

- 上記候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。 (注) 1.
 - 当社は、現在、亀澤宣秀氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任を限定す る契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏が再任された場合、当社は同氏との当該責任限 定契約を継続する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、三優監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が上場会社監査の豊富な実績を有することに加え、同監査法人の専門性、独立性並びに品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

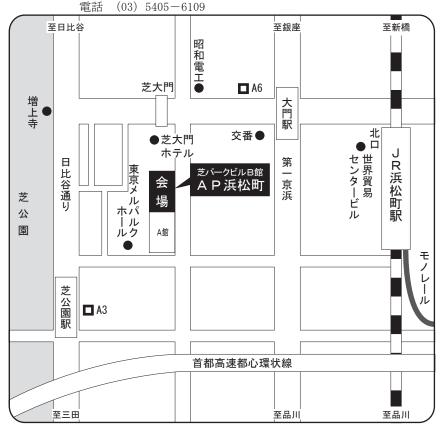
名 称	三優監査法人						
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号						
沿革	1986年10月 杉田純他 2名の代表社員で、 監査法人三優会計社を設立(東京都千代田区) 1987年7月 大阪事務所設置(大阪市東区) 1990年12月 福岡事務所設置(福岡市博多区) 1995年5月 東京事務所移転(東京都新宿区) 1996年1月 BD0 Binder BV(現BD0 International Limited)と 業務提携 1996年4月 三優監査法人に商号変更 1996年7月 名古屋事務所設置(名古屋市中区) 1996年11月 名古屋事務所移転(名古屋市中区) 1996年12月 大阪事務所移転(大阪市北区) 2001年12月 福岡事務所移転(福岡市中央区) 2006年3月 東京事務所を同一ビル内の別フロアに移転 2012年4月 名古屋事務所移転(名古屋市中村区) 2015年7月 札幌事務所設置(札幌市中央区)						
概要	関与会社数約200社構成人数パートナー30名公認会計士96名公認会計士試験合格者等32名監査補助職員24名コンサルタント4名その他の事務職員22名独立第三者委員3名						

(※2018年9月1日現在)

	メ〉	モ	欄〉					

株主総会会場ご案内図

(会場)東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階 AP浜松町 A室



※当社の専用駐車場はご用意をしておりませんので、予めご了承のほどお願いいたします。

(交通)

- J R 山手線・京浜東北線
- 浜松町駅(北口)から徒歩7分
- ■モノレール 浜松町駅(北口)から徒歩7分
- 単地下鉄
- ■地下鉄芝公園駅(都営三田線) A3出口から徒歩3分大門駅(都営浅草線、都営大江戸線) A6出口から徒歩3分